

## 宅内直流給電アライアンス ワーキンググループ2則

### (名称)

第1条 本ワーキングは、宅内直流給電アライアンス ワーキンググループ2 (以下、「WG2」という。)と称する。

### (目的)

第2条 WG2は、宅内直流給電アライアンス (以下、「本会」という。)の目的を達成するため、家電機器・発電機器・蓄電機器などの宅内の一般機器を対象とした直流給電システムに関する詳細な議論を行い、技術開発及び国際標準化を行う上での共通事項の策定を行うことを目的として設置される。

### (会員及び役員)

第3条 WG2の会員と役員は、次のとおりとする。

- (1) WG2の会員 (以下、会員という。)は、本会及びWG2の目的に賛同した個人及び法人 (団体)とする。
- (2) WG2に、会員から選任された議長を置きWG2を運営する。議長は、宅内直流給電アライアンスの役員とする。
- (3) WG2の事務局は本会の事務局が兼務することとし、WG2の運営に必要な会務を処理する。
- (4) 会員は、WG2の推進のため、積極的に情報提供を行う義務を負う。

### (入退会)

第4条 WG2への入退会は、次のとおりとする。

- (1) WG2へ入会しようとする者は、WG2則に同意の上、所定の書面 (別紙1)をもって事務局に申し込み、本会の役員の承認を受けなければならない。
- (2) WG2を退会しようとする者は、所定の書面 (別紙2)をもって事前にその旨を事務局に届け出なければならない。また、本会を退会する者でWG2に入会している場合は、本会の退会処理と合わせてWG2の退会処理を行わなければならない。
- (3) 会員が、WG2則に違反し、相当の期間を定めて催告しても当該会員が是正措置をとらなかった場合またはWG2の目的に反する行為を行った場合には、本会の役員の合議により、事前の通知により会員を退会させることができる。
- (4) WG2への参加に係る費用は本会に準じる。

(開催)

第5条 WG2の開催は、次のとおりとする。

- (1) WG2は、本会の委員長またはWG2の議長が必要と認め、事務局を通じて書面または電子メールにより会員に開催の通知をして開催する。
- (2) WG2は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

(議決)

第6条 WG2の議決は以下をもって行うこととする。

- (1) 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。
- (2) WG2の議決は、原則役員を含むWG2の出席会員の過半数以上の同意をもって決するものとする。電子メールによる開催の場合は、電子メール内に記載された期限内の同意または沈黙をもって承認とする。
- (3) 事務局は、WG2の議事の経過及び結果を記録した議事録を作成し、出席者の合意を確認のうえ、保管するものとする。

(守秘義務)

第7条 WG2において開示される情報について、各会員が、別紙「ワーキンググループ2機密情報に関する取扱い規約」で定める条件に基づきかかる情報を取扱い、保護し、守秘管理を行う。

(細則)

第8条 このWG2則に定めるもののほか、WG2の運営上必要な事項は、WG2で定める。

(紛争解決)

第9条

- (1) WG2則もしくはその条項に関連し、会員間での相違、紛争が発生した場合、当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとする。
- (2) WG2則もしくはその条項に関連して発生する紛争は、社団法人日本商事仲裁協会の規則に従って東京において行うものとし、3人の仲裁人により構成される仲裁により終局的に解決されるものとする。当事者は、仲裁人の裁定(仲裁人及び仲裁管理の費用の負担の決定を含む。)に終局的に拘束されるものとする。
- (3) WG2則は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(完全合意)

第10条 WG2則は、WG2則に基づく完全な合意を構成し、かかる会則に関する事前または同時期の口頭にまたは書面によるすべての合意にとって代わるものとする。

(期間)

第11条 WG2則は、平成21年11月11日に遡及して発効するものとし、平成24年3月31日に終了する。ただし、本会及びWG2で協議の上、当該期間を延長することができる。

(存続)

第12条 第7条、第9条は、WG2則の終了後も有効に存続する。

以上